



鳥取県公報

平成12年12月1日(金)

号外第111号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等(管理課)..... 1

告 示

鳥取県告示第665号

平成13年度及び平成14年度において県が締結する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務(以下「測量等業務」という。)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る測量等業務の入札参加資格等については、別に告示する。

平成12年12月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行った審査の結果に基づき、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務ごとに定める業務の種類に応じて定めた資格とする。

- (1) 審査基準日(平成12年10月1日をいう。以下同じ。)の直前の1営業年度における測量等業務の契約実績高
- (2) 審査基準日の直前の営業年度(以下「直前1年」という。)の決算における自己資本額(法人にあっては資本金(出資総額を含む。)新株式払込金、新株申込証拠金、準備金、積立金及び繰越金の額の合計額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。以下同じ。)
- (3) 審査基準日における測量等業務に従事する一級建築士等の有資格者の数
- (4) 審査基準日までの測量等業務の営業年数

2 入札参加資格のない者

次に掲げる者は、その希望する業務の入札参加資格を有しない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 申請書又は添付書類の中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

- (4) 入札参加資格を希望する業務の種類について、直前1年又は審査基準日から申請の日までに契約実績高の無い者
- (5) 建築関係建設コンサルタント業務の建築一般の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3の規定による建築士事務所の登録を受けていない者
- (6) 測量の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5の規定による測量業者としての登録を受けていない者
- (7) 補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定を希望する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条の規定による不動産鑑定業者の登録を受けていない者
- (8) 3の(10)又は(11)に掲げる税に未納がある者

3 資格審査の申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、指名競争参加資格審査申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、平成12年12月11日(月)から平成13年1月31日(水)までの間に鳥取県土木部管理課建設業係(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347)に持参し、又は郵送すること(郵送の場合は、平成13年1月31日(水)までの消印のあるもの)に限り、受け付ける。)

ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

なお、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の定めるところにより登録を受けた者にあつては、次に掲げる書類のうち、(2)から(6)までの書類については、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程の定めるところにより建設大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しをもって代えることができる。

- (1) 業態調書(様式第2号)
- (2) 測量等実績調書(様式第3号)
- (3) 職員調書(様式第4号)
- (4) 技術者経歴書(様式第5号)
- (5) 法人にあつては直前1年の貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人にあつては直前1年の貸借対照表、損益計算書及び完成業務原価報告書
- (6) 法人にあつては商業登記簿の謄本、個人にあつてはその者の身元証明書
- (7) 業務を行うについて法令に基づく登録をしている場合にあつては、その登録の証明書
- (8) 入札参加等の権限の委任状(年間委任の場合に限る。)
- (9) 県内の営業所(本店、支店又は常時契約を締結する事務所)に配置されている技術者のうち、技術士法(昭和58年法律第25号)による登録を受けている者又は社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)資格試験に合格し、登録を受けている者がいる場合にあつては、その登録証の写し
- (10) 県内に主たる営業所を有する者及び県外に主たる営業所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のうち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。(11)において同じ。)に未納がないことを証する納税証明書(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第8号書式(以下「第8号書式」という。)その3の3)並びに県税(延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。(11)に同じ)に未納がないことを証する納税証明書(第8号書式その3の2)並びに県税(延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書(いずれも平成12年4月1日以降に交付された納税証明書に限る。)
- (11) (10)以外の者のうち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(第8号書式その3の3)、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(第8号書式その3の2)(いずれも平成12年4月1日以降に交付された納税証明書に限る。)

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、それが決定されたときから平成15年3月31日までとする。ただし、平成15年度の入札参加資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

様式第 1 号

指名競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

鳥取県知事 様

平成13年度及び平成14年度において、鳥取県が締結する測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

申 請 者	郵便番号				-						
	住 所										
	フ 商号又は名称										
	フ 代表者職氏名	(役職)							(氏名)		印
	電 話 番 号					F A X 番 号					

最 寄 り の 営 業 所	郵便番号				-					入札・契約権限の有無	有 ・ 無	
	住 所											
	フ 商号又は名称											
	フ 代表者職氏名	(役職)							(氏名)		印	
	電 話 番 号					F A X 番 号						

常勤の職員数（人）

技術職員	事務職員	計	役職員等

は の内数

測量等実績高

競争参加資格 希望業種区分	直前1年度分決算			
	年	月から 月まで (千円)	年	月から 月まで (千円)
測 量				
建築関係建設コンサルタント業務				
土木関係建設コンサルタント業務				
地 質 調 査 業 務				
補償関係コンサルタント業務				
そ の 他				
合 計				

自己資本額(千円)

区 分	直前決算時	剰余(欠損)金処分	合 計
(うち外国資本) 払込資本額			()
準備金・積立金			
次期繰越利益(欠損)金			
計			

有資格者数(人)

一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算 資格者	一級電気工事 施工管理技士	二級電気工事 施工管理技士	一級管工事 施工管理技士	二級管工事 施工管理技士	一級土木施工 管理技士	二級土木施工 管理技士	測 量 士	測量士補	環境計量士
不 動 産 鑑 定 士	不 動 産 鑑 定 士 補	土地家屋 調 査 士	司 法 書 士	技 術 士								
				建設部門	農業部門	林業部門	水産部門	水道部門	衛生工学部門	電気・電子部門	機 械 部 門	情報工学部門
技 術 士 地 質 調 査	第一種電気 主任技術者	第一種電送交 換主任技術者	線路主任 技 術 者	R C C M	地 質 調 査 技 術 士	補償業務 管 理 士	公共用地 経 験 者	合 計 (延人員)		純 計 (実人員)		

外資状況

1 外 国 籍 会 社 [国名:]	3 日 本 国 籍 会 社 [国名:]
2 日 本 国 籍 会 社 [国名:] (外資比率: 100%)	(外資比率: %) [国名:] (外資比率: %)

営業年数等

創 業	年 月 日
休業又は転(廃)業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
営 業 年 数	年
資 本 金	千円

業者登録の状況

測 量	第 年 月 号日	建築士事務所	第 年 月 号日
建設コンサルタント	第 年 月 号日	土地家屋調査士	第 年 月 号日
地 質 調 査	第 年 月 号日	計量証明事業者	第 年 月 号日
補償コンサルタント	第 年 月 号日	不動産鑑定業者	第 年 月 号日
司 法 書 士	第 年 月 号日		

様式第 3 号

測 量 等 実 績 調 査 書

(登録業種区分)

注 文 者	元請又は下請の区別	件 名	測量等対象の規模等	業務履行場所のある 都 道 府 県 名	請 負 代 金 の 額 千円	着 工 年 月
						完成又は完成予定年月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月
						年 月

記載要領

- 1 この表は、登録を受けた業種の各別又はその他営業の種類各別に作成すること。
- 2 この表は、直前 1 年間の主な完成業務及び直前 1 年間に着手した主な未完成業務について記載すること。
- 3 下請については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「件名」の欄には下請件名を記載すること。
- 4 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ面積等を記載すること。

様式第4号

職 員 調 書

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 職 員 (人)	事 務 関 係 職 員 (人)	合 計 (人)
合 計			

記載要領

- 1 測量等業務に従事している常勤の役員及び職員の数に記載すること。
- 2 「職員」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労務者以外のものとする。

様式第5号

技 術 者 経 歴 書

(種類)

氏 名	最 終 学 校		法令による免許等		実 務 経 歴	実務経験年月数
	学校の種類	専攻学科	名 称	取得年月日		
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月
				年 月 日		年 月

記載要領

- 1 この表は、土木、建築若しくは設備又は職種の各別に作成すること。また、「氏名」の記載は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて行い、その直前に、かっこ書きで当該営業所名を記載すること。
- 2 「学校の種類」の欄には、大学、高等専門学校等の別を記載すること。
- 3 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること。
(例： 建築士、 土木施工管理技士)
- 4 「実務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粋に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

